

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 総会規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）において、総会運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(議決権の代理行使)

第2条 社員は、他の社員を代理人として議決権を委任できる。

- 2 委任は、開催通知のあった総会ごとに行うものとし、未通知の総会に対しあらかじめ委任状を提出しておくことはできない。
- 3 代理人を特定しない委任状が提出されたとき、理事会は、委任者が出席社員の多数の意思に従うものとして取り扱うことができる。

(代理人の議決権行使方法)

第3条 委任を受けた正会員は、本人としての議決権行使とは別に、代理人として1個分の議決権を行使することができる。

(修正動議)

第4条 社員が、付議された議案を修正する動議（以下「修正動議」という）を提出する場合には、25名以上の社員の賛同を要する。

- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付きなければならない。
- 3 修正動議が議題となった場合は、原案、修正動議の順に審議する。
- 4 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。
- 5 修正動議の採決は、原案、修正動議の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。

(緊急動議)

第5条 社員は、定款の定める社員総会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議（以下「緊急動議」という）を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。
- 3 緊急動議の提出があったときは、議長は議題とするか否かについて議場にはかり、実出席社員の2分の1以上の賛成があったときこれを議題とする。ただし、社員の過半数の実出席がなければ議題とできない。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。